

総

務



総務

1 市 庁 舎

(1) 本庁舎

所在地 一宮町一丁目5番1号
 ☎ 65-1234

沿革 昭和12年11月開庁（旧新居浜町役場庁舎使用）
 昭和19年5月庁舎開庁
 昭和25年11月火災により焼失
 昭和27年4月庁舎開庁
 昭和27年10月議事堂開設
 昭和41年度から庁舎建設基金設置、
 具体的検討に着手
 昭和48年議会に庁舎建設特別委員会を設置
 昭和53年7月庁舎建設着工
 昭和55年1月31日庁舎完成
 昭和55年3月3日開庁

敷地面積 1万8,320.57㎡
 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階・
 地上6階・塔屋2階、鉄筋コンクリート造2階建

建築面積 3,607.48㎡
 延床面積 1万5,235.94㎡
 建物の高さ 36.4m

駐車場 収容台数 200台
 建設事業費 30億1,000万円（建設費27億5,000万円、一部用地取得費2億6,000万円）

(2) 支所庁舎

区 分	上 部 支 所	川 東 支 所	別 子 山 支 所
所 在 地	喜光地町一丁目5番9号 ☎ 43-6101	松神子一丁目8番20号 ☎ 46-1180	別子山甲482番地の3 ☎ 64-2011
敷 地 面 積	1,633.05㎡	1,550.40㎡	1,808.75㎡
構 造	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建	鉄筋コンクリート造 2階建
延 床 面 積	(992.28㎡の内) 305.50㎡使用	(624.23㎡の内) 101.37㎡使用	581.96㎡
建 築 年 月 日	昭和55年3月29日（新築）	昭和54年3月25日（新築） 昭和61年2月12日（増築）	昭和35年（別子小学校弟地分校新築） 昭和57年、昭和63年、平成3年（増築）
建 設 事 業 費	建設費 1億4,333万円 一部用地取得費 3,404万円	建設費 6,076万円 —	建設費 1億4,965万円 —

(3) 本庁舎案内図

		機 械 室																																						
		議 場 傍 聴 席																																						
6 階 (議事堂)	・議事録室		議会図書室		議会資料室		議員応接室1・2		議員控室		正副議長応接室		正副議長室		協議員全室		委員会議室		第1、2、3、4		議場																			
	・企画政策課		選挙管理委員会		農業委員会		監査委員		監査委員室		教育長室		・発達支援課		・学校教育課		・社会教育課		・体育文化課		事務局		教育委員会		・市人権擁護課															
	・建築指導課		・建築住宅課		・用地課		・道路課		・都市計画課		建設部		土地開発公社		面談コーナー		・下水道建設課		・下水道管理課		環境部		・運輸観光課		・商工労政課		・農林水産課		・農地整備課		經濟部									
	記者クラブ		・別子銅山文化遺産課		・財政課		・総合政策課		・行政改革推進課		企画部		副市長室		市長室		行政資料室		・防災安全課		・総務課		・人事課		総務部		入札室		・契約課		総務部									
	・資産税課		・市民税課		・収税課		・管財課		総務部		福祉センタ		福祉包括支援部		市民相談コーナー		面談コーナー		法務局窓口		・男女共同参画課		・広報相談課		・市民活動推進課		市民部		・環境保全課		・ごみ減量課		環境部		公害分析室		保健室		教養室	
	・市民課		市民部		総合案内		・国保課		福祉課		福祉部		福祉課		福祉部		面談コーナー		・介護福祉課		・児童福祉課		福祉部		出納室		市役所出張所		伊予銀行新居浜											
地 階																																								



2 市 有 財 産

(1) 土地建物

(21. 3. 31 現在・単位：㎡)

区 分		土地 (地積)	建 物 延 床 面 積			
			木 造	非 木 造	計	
行政財産	本 庁 舎	24,350	186	20,867	21,053	
	その他の行政機関	(消防) 施設	12,007	27	8,259	8,286
		その他の施設	687,227	212	55,716	55,928
	公共用財産	学 校	495,701	4,716	173,211	177,927
		公 営 住 宅	229,582	5,903	118,459	124,362
		公 園	506,544	127	1,366	1,493
		その他の施設	1,133,717	9,136	105,076	114,212
小 計	3,089,128	20,307	482,954	503,261		
普通財産	山 林	48,022,294	240	30	270	
	普通財産・その他一般	288,894	3,663	13,106	16,769	
	工業団地臨海工業用地	9,374	0	0	0	
	小 計	48,320,562	3,903	13,136	17,039	
合 計	51,409,690	24,210	496,090	520,300		

(2) 物 権

(21. 3. 31 現在・単位：㎡)

区 分	地 積
地 上 権	69,638
借 地 権	190,870
無 償 借 地 権	104,687
合 計	365,195

(3) 有価証券

(21. 3. 31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
株 券	127,292

(4) 出資による権利

(21. 3. 31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
愛媛県海外移住組合	3
愛媛県漁業信用基金協会	3,050
愛媛県農業信用基金協会	510
(有) 悠 楽 技	28,150
(有) 別子木材センター	34,880
(株) 愛媛地域総合研究所	500
(株) 愛 媛 F C	3,000
新居浜市土地開発公社	10,000
(社) 社会福祉事業協会	1,000
地方公営企業等金融機構	9,400
愛媛県信用保証協会	17,903
(財) 愛媛の森林基金	14,067
(財) 愛媛県栽培漁業基金	13,472
(財) 新居浜市文化体育振興事業団	50,000
(財) 愛媛県テクノポリス財団	17,913
東予情報処理技術振興財団	1,000
愛媛県国際交流協会	3,789
テクノポリス開発機構	3,135
(財) 東予産業創造センター	375,905
愛媛県暴力追放推進センター	11,582
(財) 愛媛県廃棄物処理センター	539
愛媛県農林漁業後継者育成基金	16,426
愛媛県災害ボランティア支援本部	1,818
合 計	618,042

(5) 基 金

(21. 3. 31 現在・単位：千円)

区 分	金 額
特 別 奨 学 基 金	32,191
奨 学 資 金 貸 付 基 金	99,316
青 野 記 念 奨 学 基 金	78,906
入 学 準 備 金 貸 付 基 金	2,204
財 政 調 整 基 金	4,813,181
土 地 開 発 基 金	2,076,661
体 育 施 設 建 設 基 金	690,222
平 尾 墓 園 管 理 基 金	93,819
文 化 振 興 基 金	1,831,028
寺 尾 音 楽 教 育 振 興 基 金	10,000
減 債 債 基 金	1,127,165
図 書 館 図 書 整 備 基 金	35,687
地 域 福 祉 基 金	546,306
生 活 文 化 ま ち づ くり 基 金	27,898
国 際 交 流 基 金	47,109
工 藤 交 通 災 害 遺 児 修 学 基 金	10,302
ふ る さ と 水 と 土 保 全 対 策 基 金	10,418
国 民 健 康 保 険 財 政 調 整 基 金	374,919
介 護 給 付 費 準 備 基 金	77,204
浮 川 健 康 づ くり 基 金	50,540
公 共 施 設 整 備 基 金	221,808
別 子 山 振 興 基 金	477,964
災 害 対 策 基 金	130,616
こ ど も 夢 未 来 基 金	10,939
合 併 振 興 基 金	1,851,423
あ か が ね 基 金	48,815
介 護 従 事 者 処 遇 改 善 特 例 基 金	80,950
合 計	14,857,591

財政調整基金	平成21年5月29日	493,713,000円	取崩し
減債基金	平成21年5月29日	463,939,000円	取崩し
公共施設整備基金	平成21年5月29日	100,000,000円	取崩し
地域福祉基金	平成21年5月29日	1,696,500円	取崩し
別子山振興基金	平成21年5月29日	14,523,158円	取崩し

3 契 約

契約の状況

(単位：件、千円)

区 分		年 度	18	19	20
工 事 請 負 契 約	市 内 業 者	件 数	364	435	482
		金 額	3,184,613 (69,143)	4,091,044	4,220,001
	市 外 業 者	件 数	54 (2)	51	41
		金 額	2,188,359 (161,332)	853,469	759,013
	小 計	件 数	418 (2)	486	523
		金 額	5,372,972 (230,475)	4,944,513	4,979,014
物 品 購 入 契 約		件 数	2,346	2,579	2,582
		金 額	234,749	252,672	281,664

- 注：1. () 内件数は共同企業体
 2. () 内金額は出資比率による。
 3. 出資比率の多い方に件数を入れる。
 4. 水道局契約分を含む。

4 市 税

(1) 税目・税率等

(21. 4. 1 現在)

税 目	区 分 ・ 税 率 等			納税義務者		
個 人	均等割	定額 3,000円		58,479人 (20年度)		
市民税	所得割	6.0%				
法 人 市 民 税	均 等 割	資本金等の額を有する法人で資本金等の額が50億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 300万円	15 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 175万円	7 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が10億円を超えるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 41万円	202 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 40万円	22 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 16万円	144 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 15万円	47 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円を超え1億円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人以下であるもの	年額 13万円	511 社		
		資本金等の額を有する法人で資本金等の額が100万円以下であるもののうち、従業者数の合計数が50人を超えるもの	年額 12万円	20 社		
		上記以外の法人等	年額 5万円	2,368 社		
		合 計			3,336 社	
法人 税 割		$\frac{14.7}{100}$				
軽 自 動 車 税	原動機付自転車			(課税台数)		
	ア	第1種原付50cc以下	年額 1,000円	12,852台		
	イ	第2種原付(乙) 50cc超90cc以下	年額 1,200円	2,465台		
	ウ	第2種原付(甲) 90cc超125cc以下	年額 1,600円	1,088台		
	エ	ミニカー(3輪以上20cc超50cc以下又は0.25KW超0.6KW以下)	年額 2,500円	67台		
	軽自動車及び小型特殊自動車					
	ア	2輪のもの	年額 2,400円	1,128台		
	イ	3輪のもの	年額 3,100円	2台		
	ウ	4輪以上のもの	乗用のもの	営業用	年額 5,500円	7台
			貨物用のもの	自家用	年額 7,200円	25,938台
				営業用	年額 3,000円	174台
				自家用	年額 4,000円	11,422台
	エ	農耕作業用自動車	年額 1,600円	70台		
オ	ボートトレーラー	年額 2,400円	15台			
カ	その他のもの	年額 4,700円	99台			
キ	2輪の小型自動車	年額 4,000円	1,334台			
				計56,661台		

市たばこ税	1,000本につき3,298円(旧3級品以外) 1,000本につき1,564円(旧3級品)	6社
入湯税	1人1日について150円	1社
固定資産税	$\frac{1.4}{100}$ (償却資産含む)	47,434人
都市計画税	$\frac{0.28}{100}$	26,601人
特別土地保有税	取得分 $\frac{3}{100}$ 保有分 $\frac{1.4}{100}$	—

(2) 納税義務者数(課税状況調)

市民税

ア 個人

(20.7.1現在・単位：人)

区分 \ 年	16	17	18	19	20
普通徴収	21,699	22,340	27,023	26,798	26,572
特別徴収	30,010	30,578	30,817	31,478	31,907
計	51,709	52,918	57,840	58,276	58,479

イ 法人

(20.7.1現在・単位：社)

区分 \ 年	16	17	18	19	20
法人均等割納税義務者数	3,155	3,209	3,234	3,302	3,336

(3) 固定資産概要調書

ア 土地

(21.4.1現在)

区分 \ 地目	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	計	
地積	評価総面積(m ²)	8,748,651	6,741,569	23,945,428	27,868	62,503,256	94,157	3,873,156	105,934,085
	法定免税点以上(m ²)	7,829,318	5,436,773	23,815,892	19,962	60,058,057	65,430	3,789,403	101,014,835
決定価格	総額(千円)	1,768,368	2,248,640	559,209,266	69,875	956,765	3,196	33,807,643	598,063,753
	法定免税点以上(千円)	1,686,137	2,200,741	558,058,658	69,637	917,583	2,291	33,640,387	596,575,434
課税標準額(千円)		1,319,981	1,463,793	219,407,092	46,765	914,656	2,040	22,370,258	245,524,585
筆数	評価総筆数	14,153	12,865	109,294	34	8,774	202	9,793	155,115
	法定免税点以上	12,460	9,685	107,459	26	6,840	155	8,362	144,987
単当たり価格	平均価格(円/m ²)	202	334	23,353	2,507	15	34	8,729	5,646
	最高価格(円/m ²)	50,025	62,745	90,369	22,050	1,422	11,493	81,200	90,369

イ 家屋

(21. 4. 1 現在)

区 分		総 数 (A)	法定免税点未満	法定免税点以上(B)	構 成 ($\frac{B}{A}$)
納 税 義 務 者 (人)		42,186	5,171	37,015	87.74
棟 数	木 造	54,885	5,999	48,886	89.07
	木 造 以 外	20,403	285	20,118	98.60
	計	75,288	6,284	69,004	91.65
床 面 積 (㎡)	木 造	4,545,250	340,890	4,204,360	92.50
	木 造 以 外	4,394,576	5,676	4,388,900	99.87
	計	8,939,826	346,566	8,593,260	96.12
決 定 価 格 (千円)	木 造	81,745,491	458,635	81,286,856	99.44
	木 造 以 外	145,049,171	20,292	145,028,879	99.99
	計	226,794,662	478,927	226,315,735	99.79
単 位 当 価 格 (円/㎡)	木 造	17,985	1,345	19,334	—
	木 造 以 外	33,006	3,575	33,044	—

ウ 償却資産

(21. 4. 1 現在)

区 分		決 定 価 格 (千円)	課 税 標 準 額 (千円)	課 税 標 準 額 の 内 訳	
				課 税 標 準 の 特 例 規 定 の 適 用 を 受 け る も の	左 記 以 外 の も の
市 決 長 定 が し 価 た 格 も の を の	構 築 物	31,287,463	30,636,403	321,622	30,314,781
	機 械 及 び 装 置	101,621,089	99,947,998	608,750	99,339,248
	船 舶	2,000,584	1,042,146	958,437	83,709
	車 両 及 び 運 搬 具	728,131	728,131	0	728,131
	工 具 器 具 備 品	15,800,522	15,758,739	28,958	15,729,781
	小 計 (イ)	151,437,789	148,113,417	1,917,767	146,195,650
法 関 第 三 八 九 条 係	総 務 大 臣	46,462,514	41,706,553		
	県 知 事	75,315	56,486		
	小 計 (ロ)	46,537,829	41,763,039		
合 計 (イ) + (ロ)		197,975,618	189,876,456		

(4) 市税収納状況

ア 過去5カ年度収納状況（滞納繰越分含む）

（単位：千円）

年 度	調 定 額	収 納 額	収 納 率
16	17,422,015	16,083,213	92.32 %
17	18,330,267	17,055,322	93.04
18	19,682,510	18,398,607	93.48
19	22,970,636	21,865,648	95.19
20	21,061,185	19,968,847	94.81

イ 平成20年度税目別収納状況

（単位：千円）

税 目		調 定 額	収 納 額	収 納 率
市 民 税	個 人	6,256,506	5,910,646	94.47 %
	法 人	2,997,490	2,968,208	99.02
	小 計	9,253,996	8,878,854	95.95
固 定 資 産 税		9,540,807	8,946,617	93.77
交 付 金		13,148	13,148	100.00
軽自動車税		280,040	250,163	89.33
市たばこ税		809,522	809,522	100.00
入 湯 税		461	461	100.00
都 市 計 画 税		1,163,211	1,070,082	91.99
総 計		21,061,185	19,968,847	94.81

(5) 納税貯蓄組合

区 分		年 度	16	17	18	19	20
組 合 数	地 域 組 合		44	36	33	33	30
	職 域 組 合		1	1	1	1	0
	計		45	37	34	34	30
課 税 者 数 (人)	地 域 組 合		2,248	1,761	1,657	1,766	1,463
	職 域 組 合		47	50	50	50	0
	計		2,295	1,811	1,707	1,816	1,463
期 限 内 納 付 額 (千円)	地 域 組 合		209,451	184,642	171,582	192,239	173,857
	職 域 組 合		14,724	14,184	24,695	14,191	0
	計		224,175	198,826	196,277	206,430	173,857
市 税 調 定 額 (県 民 税 含 む) (千円)	地 域 組 合		213,793	189,706	176,949	198,551	177,859
	職 域 組 合		15,203	14,288	25,189	14,615	0
	計		228,996	203,994	202,138	213,166	177,859
納 付 率 (%)	地 域 組 合		97.97	97.33	96.97	96.82	97.75
	職 域 組 合		96.85	99.69	98.04	97.10	0
	計		97.89	97.46	97.10	96.84	97.75

5 職 員

(1) 職員数

(21.4.1現在)

部 局 名	定 数	実 職 員 数				
		事務職	技術職	技能職	教育職	計
市長事務部局	667	397	218	6		621
水道局	50	28	16			44
消防長の事務部局	134	122				122
議会の事務部局	10	9				9
教育委員会の事務部局	37	29	3		5	37
その他の教育機関	76	14	9	32	7	62
選挙管理委員会の事務部局	4	2				2
監査委員の事務部局	3	3				3
農業委員会の事務部局	7	6				6
派遣職員	3	2				2
合 計	991	612	246	38	12	908

注：休職・育児休業職員を含む。

(2) 一般行政職の級別職員数の状況

(21.4.1現在)

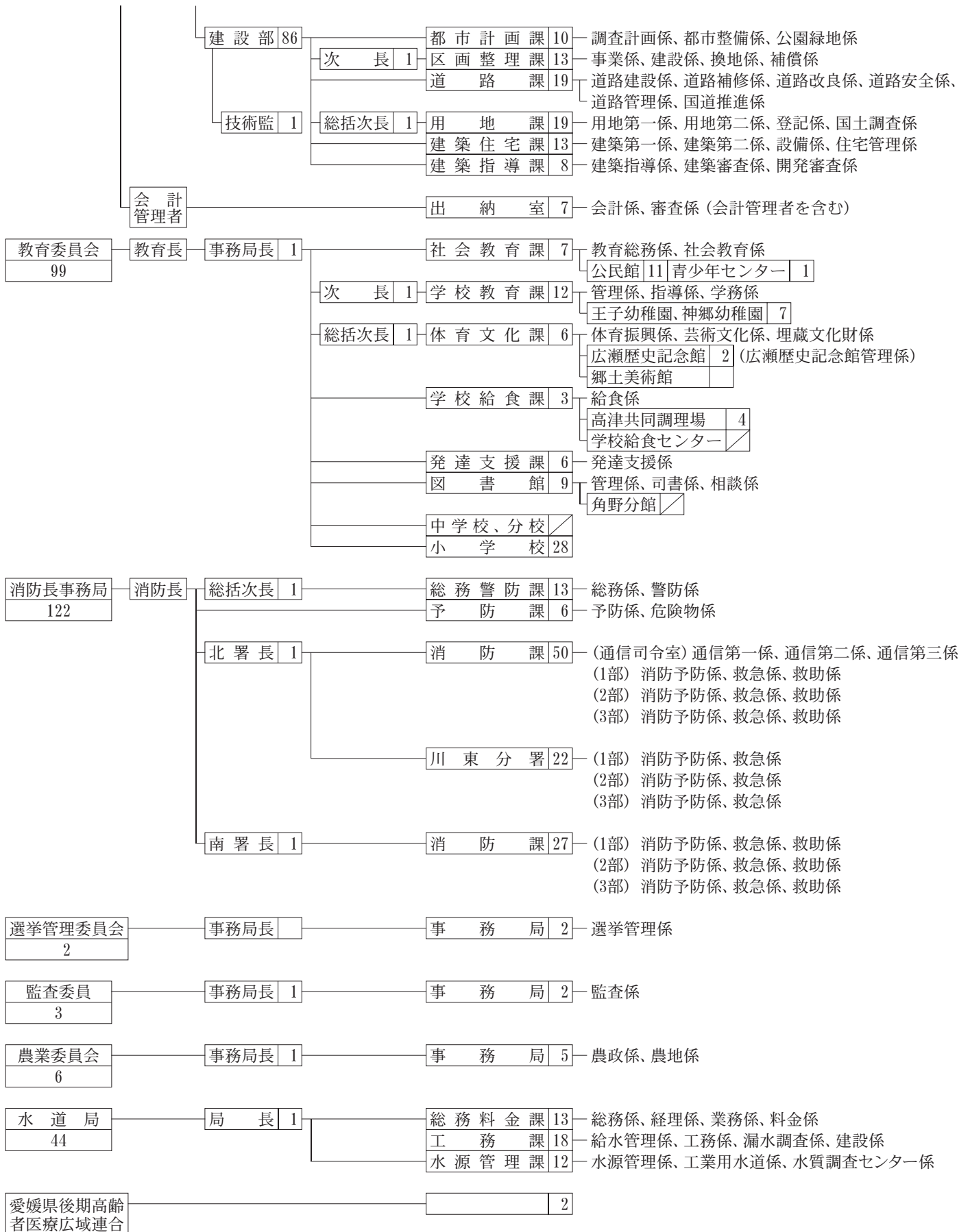
区 分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
代表的な職名	部長	次長	課長 主幹 技幹	副課長 専門員係長 専門員主査	係長 主査	主任	上級 主事	主事	
職員数(人)	9	20	57	91	142	123	45	22	509
構成比(%)	1.8	3.9	11.2	17.9	27.9	24.2	8.8	4.3	100.0

注：新居浜市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

6 行政機関と職員数

(21.4.1現在)

議 会 9	事務局長 1	議 事 課 8	庶務係、議事係、調査係		
市 長 621	副市長 (総括)	企 画 部 46	総括次長 1	総合政策課 17	政策調整係、企画統計係
			次 長 1	行政改革推進課 4	行政改革推進係、秘書係、政策広報係
	財 政 課 8			財政調整係、財政情報係	
	次 長 1		情報政策課 8	システム開発係、システム管理係、情報化推進係	
			別子銅山文化遺産課 2	文化遺産係	
	駅周辺整備室 3		駅周辺整備係		
	総務部 107	総括次長 1	総 務 課 5	法制係、事務管理係	
			防 災 安 全 課 4	危機管理係、生活安全係	
		次 長 1	人 事 課 17	人事係、給与係、研修厚生係、健康管理係	
			契 約 課 6	契約係、工事検査係	
		次 長 1	管 財 課 12	財産係、財産整理係、車両係	
			市 民 税 課 16	税制係、市民税係、諸税係	
		次 長 1	資 産 税 課 25	土地係、家屋係、償却資産係	
			収 税 課 18	納税管理係、収税係	
		福祉部 204	総括次長 1	福 祉 課 26	庶務係、保護係、障害福祉係
				介 護 福 祉 課 15	介護総務係、事業所指導係、介護保険料係、 介護認定係、高齢福祉係
	地域包括支援センター 6			(介護予防係、包括支援係)	
	次 長 1		児 童 福 祉 課 16	保育係、子育て支援係、母子児童係 清光寮 1 保育園 81	
			国 保 課 24	賦課係、徴収係、給付係、医療費適正化係、後期高齢者医療係	
	次 長 1		保 健 セ ン タ ー 17	健康推進係、成人保健係、母子保健係、感染症予防係	
			慈 光 園 5	管理係	
	東 新 学 園 10		管理係、指導第一係、指導第二係、指導第三係		
	市民部 59		総括次長 1	市民活動推進課 5	市民活動係、生涯学習係 生涯学習センター 1 (生涯学習センター事業振興係) 高齢者生きがい創造学園
				広 報 相 談 課 9	広報係、広聴相談係、交通安全係
		人 権 擁 護 課 5		人権擁護係、人権啓発係 瀬戸会館 大島教育集会所	
次 長 1		男女共同参画課 3	男女共同参画係		
		市 民 課 25	庶務係、窓口係、記録係、住居表示係、国民年金係		
次 長 1		上 部 支 所 5	市民係		
		川 東 支 所 3	市民係		
環境部 61		総括次長 1	環 境 保 全 課 10	環境政策係、環境保全係、衛生係 斎場	
	ごみ減量課 9		ごみ業務係、ごみ減量係、まち美化係		
	次 長 1	環 境 施 設 課 2	施設整備係 清掃センター 7 (清掃センター管理係、リサイクルプラザ管理係) 最終処分場 1 衛生センター 3 (衛生センター管理係)		
		下 水 道 管 理 課 9	経理係、業務係 下水処理場 4 (下水処理場管理係)		
	次 長 1	下 水 道 建 設 課 14	計画係、公共下水道係、河川水路係、維持管理係		
		次 長 1	商 工 労 政 課 8	商工係、労政係 工業試験場 勤労青少年ホーム	
	次 長 1		運 輸 観 光 課 14	運輸企画係、観光物産係、渡海船係 端出場温泉保養センター 東平記念館	
		次 長 1	農 林 水 産 課 11	農政係、漁政係、林政係	
農 地 整 備 課 8	管理係、土地改良係、法定外公共物係				
別 子 山 支 所 7	総務係、住民係、厚生係、経済係				



7 給与・報酬及び費用弁償

(1) 特別職の給料・報酬

(単位：円)

職名	15. 1 改正 15. 1 適用	15. 12 改正 15. 12 適用	18. 4 改正 18. 4 適用
市長	1,031,300	997,000	994,000
副市長(総括)	826,000	813,000	810,000 (19.4 助役より改正)
副市長(特命)	〃	〃	710,000 (21.4 新設)
監査委員	468,000	461,000	459,000
固定資産評価員	321,000	316,000	314,900
教育長	696,000	685,000	683,000
教育委員会委員長	152,000	152,000	151,500
教育委員会委員	127,000	127,000	126,600
選挙管理委員会委員長	49,500	49,500	49,300
選挙管理委員	37,700	37,700	37,600
選挙管理委員補充員	日額 14,100	14,100	14,100
監査委員(非常勤)	月額 253,000	253,000	252,100
監査委員(議会選任)	〃 52,500	52,500	52,300
固定資産評価審査委員会委員	日額 14,100	14,100	14,100
公平委員会委員長	〃 15,700	15,700	15,600
公平委員会委員	〃 15,700	15,700	15,600
農業委員会会長	月額 63,200	63,200	63,000
農業委員会会長代理	〃 49,500	49,500	49,300
農業委員会委員	〃 44,600	44,600	44,400
農業委員会部会長	〃 49,500	49,500	49,300
選挙長	日額 20,000	20,000	19,900
投票管理者及び開票管理者	〃 18,300	18,300	18,200
投票立会人、開票立会人及び選挙立会人	〃 14,100	14,100	14,100
法令又は条例の規定により出頭した選挙人、その他関係者	〃 9,000	9,000	9,000
法令又は条例の規定により公聴会に参加した者の実費弁償	〃 9,000	9,000	9,000

※ 平成21年4月1日に副市長の定数を1人から2人に改正し、副市長(総括)及び副市長(特命)とした。

(2) 職員給与

ア 補職別平均給料

(21.4.1 現在)

区分 補職	人員 人	給料 円	勤続 年数		年齢		最 高				最 低					
							給料 円	勤続 年数		年齢		給料 円	勤続 年数		年齢	
								年	月	歳	月		年	月	歳	月
部長相当職	11	468,909	35	4	58	2	472,400	32	1	59	0	465,800	38	1	58	0
次長相当職	24	448,471	33	11	56	2	456,800	37	1	59	3	444,300	32	1	54	3
課長相当職	51	434,382	32	6	54	6	456,800	35	1	58	1	415,200	30	1	50	6
主・技幹相当職	28	428,029	31	9	53	7	456,800	35	1	57	3	411,500	26	1	49	11
副課長相当職	138	406,164	27	5	49	8	436,200	35	1	57	7	377,500	22	1	45	5
専門員係長・主査相当職	3	399,033	31	7	59	1	418,700	36	1	58	10	376,600	23	2	60	0
係長相当職	139	372,075	21	5	43	10	418,700	37	1	55	8	343,300	16	1	38	0
主査相当職	97	359,022	22	11	45	2	411,900	36	1	55	10	325,100	15	1	38	8
主任相当職	229	288,285	13	6	35	3	329,800	17	1	40	9	258,600	7	1	30	0
主事相当職	145	211,969	5	8	27	7	296,000	15	1	37	0	143,400	1	1	19	2
技能労務職	38	370,868	22	8	48	9	415,300	35	1	58	1	285,100	35	9	17	1
教育職	5	430,362	28	1	52	1	448,373	30	1	55	9	394,702	26	1	49	1
計	908	337,939	19	6	41	10										

イ 初任給

初級（高校卒）	行政職	140,100円
中級（短大卒）	”	152,800円
上級（大学卒）	”	172,200円

ウ ラスパイレス指数

年	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
指数	103.1	103.9	102.6	103.0	101.9	100.3	101.3	99.8	100.4	101.5

(3) 旅費

(単位：円)

区分	航空賃	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)
			甲地方	乙地方	
1. 市長等	実費	1,500	14,800	13,300	3,000
2. 行政職給料表 4級以上の職務にある者	実費	1,300	13,100	11,800	2,600
3. 行政職給料表 3級以下の職務にある者	実費	1,100	10,900	9,800	2,200

- 備考 1. 宿泊料の項中甲地方とは、東京都、大阪市、京都市、名古屋市、神戸市、横浜市及び北九州市の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。
2. 航空賃は、北海道若しくは沖縄地区へ旅行する場合若しくは公務の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行しがたい場合であって、旅行命令権者の承認したものに限り支給する。

8 職 員 研 修

職員研修実施内容（平成20年度）

(1) 基本研修

研修名	対象者	研修内容	受講者数	日数	会場・講師等
第1部	20年4月1日付 新規採用職員	市の行政、組織、地方公務員の心構え等市職員としての基礎的知識を習得させ、職場への適応力を養う。	人 9	日 4	5階大会議室 32会議室 アビリティセンター(株) 山崎節子 庁内講師
第2部	採用後1年 経過職員	職務を遂行する上に必要な基礎的な知識を体系的に習得させるとともに公務員としての自覚を高める。(施設体験研修を含む。)	9	計5	31会議室 32会議室 特別養護老人ホームで1日間体験研修 5階大会議室、旧別子 産業遺産研修
第3部	採用後6年 経過職員	最も成長力のある重要な段階であることを認識させ、効率的な職務遂行能力の向上と積極的な執務態度を養う。(施設体験研修を含む。)	29	計2	ジャスコ2階会議室 アットヒューマンコンサルティング 合田準ほか 5階大会議室
第4部	主任昇任職員	職務遂行にあたってコミュニケーションの重要性を認識させ高度の行政能力を養うとともに、管理上の原則を体系的に理解させる。	33	1	5階大会議室 山内クリニック 山内寿恵 庁内講師
第5部	主査昇任職員	仕事の管理やチームワークの形成などに関する基本を組織的、体系的に習得させる。	25	1	5階大会議室 山内クリニック 山内寿恵 庁内講師
第6部	係長昇任職員	管理指導に関する原理、原則などを理解させ、指導能力、職務遂行能力を養い、円滑な行政運営のリーダーを育成する。	15	2	5階大会議室 社団法人日本経営協会 阪口 武
第7部	副課長昇任職員	職務管理執行の補佐として必要な知識、技能を習得させ、多角的な行政対応能力及び管理能力を養う。	21	1	5階大会議室 アットヒューマンコンサルティング 合田準
第8部	課長、主幹、 技幹昇任職員	総合的な視野に立って行政目的を効率的に達成するために必要な管理能力の向上を図る。	16	1	コミュニティ防災センター アットヒューマンコンサルティング 合田準

(2) 特別研修

研修名	対象者	受講者数	日数	会場・講師等
経営品質ビデオ講座	各部局人選	人 37	日 6 (4班)	応接会議室
副市長ミーティング	係長、副課長	269	27 (27班)	副市長応接室
平成20年度東予地方局 地域課題セミナー	庁内人選	5	1	愛媛県東予地方局7階大会議室
配偶者からの暴力被害者支援事例 研修	庁内人選	12	1	21会議室
〇A研修 基幹系業務 情報セキュリティ	庁内人選	54	1	5階大会議室
〇A研修 情報セキュリティ(eラーニング)	企画部等の昨年度未 受講者	301	—	庁内LAN接続パソコン

(3) 人権・同和研修

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	会場・講師等
地区別人権・同和教育懇談会庁内事前研修	全職員	615 ^人	5 ^日 (11班)	コミュニティ防災センター 別子山支所
地区別人権・同和教育懇談会	全職員	534	7月～ 8月	各校区内公民館 自治会館ほか
第1回人権・同和教育主担者養成研修	主担者	37	1	5階大会議室
第2回人権・同和教育主担者養成研修	主担者	37	1	コミュニティ防災センター
人権クロスミーティング	主査、副課長昇任者	42	1	5階大会議室
人権講演会	全職員	874	2 ^日 (3班)	市民文化センター中ホール
人権・同和教育職場研修	全職員	全職員	1月～ 2月	各職場

(4) 市町村アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
住民行政事務	庁内人選	1 ^人	11 ^日	千葉市
固定資産税課税事務(土地)	庁内人選	1	11	千葉市
これからの管理職	庁内人選	1	4	千葉市
男女共同参画社会の構築	庁内人選	1	5	千葉市
法令実務	庁内人選	1	11	千葉市
議会事務	庁内人選	1	9	千葉市
市町村税徴収事務	庁内人選	1	11	千葉市
広報広聴	庁内人選	1	11	千葉市
財政運営	庁内人選	1	11	千葉市
研修事務	庁内人選	1	11	千葉市
介護保険事務	庁内人選	1	9	千葉市

(5) 電源地域振興センター

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
プレゼンテーション能力開発講座	庁内人選	1 ^人	3 ^日	東京都港区
持続可能な自治体運営を学ぶ	庁内人選	1	3	東京都港区
安心安全な地域づくりを学ぶ	庁内人選	1	3	東京都港区
少子化社会における地域づくりを学ぶ	庁内人選	1	3	東京都港区
市民との協働による循環社会への挑戦	庁内人選	1	3	東京都港区
中心市街地の活性化による地域再生を学ぶ	庁内人選	1	3	東京都港区
中小企業振興による地域再生の方策を学ぶ	庁内人選	1	3	東京都港区
高齢化社会における地域づくりを学ぶ	庁内人選	1	3	東京都港区
地域資源活用型の観光・交流・まちづくり戦略	庁内人選	1	4	竹田市
問題解決能力講座	庁内人選	1	3	東京都港区
地域コミュニティの維持と再生の方策を学ぶ	庁内人選	1	3	東京都港区
プランニング能力開発講座	庁内人選	1	3	東京都港区
ファシリテータ能力開発講座	庁内人選	1	3	東京都港区

(6) 国際文化アカデミー

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
公会計改革	庁内人選	1 ^人	2 ^日	大津市
自治体改革と人事評価	庁内人選	1	3	大津市

(7) 愛媛県研修所派遣

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
行政法講座	庁内人選	2 ^人	3 ^日	松山市
民法講座	庁内人選	2	3	松山市
地方自治法講座	庁内人選	1	2	松山市
公共マーケティング講座	庁内人選	1	3	松山市
協働型政策立案講座	庁内人選	2	2	松山市
マネジメント能力講座	庁内人選	1	2	松山市
意思決定能力講座	庁内人選	1	2	松山市
広報とマスコミ対応講座	庁内人選	1	2	松山市
コーチング講座	庁内人選	1	2	松山市
均衡力・交渉力講座	庁内人選	1	2	松山市
プレゼンテーション講座	庁内人選	2	2	松山市
クレーム対応講座	庁内人選	1	2	松山市
ロジカルシンキング講座	庁内人選	2	2	松山市
NPM(新しい行政経営手法)講座	庁内人選	2	2	松山市
CS(生活者満足度)向上講座	庁内人選	3	2	松山市
複式簿記入門講座	庁内人選	1	3	松山市
問題解決基礎講座	庁内人選	2	3	松山市
文章力向上講座	庁内人選	1	2	松山市
研究・技術開発力養成講座	庁内人選	2	3	松山市
土木職員技術研修	庁内人選	1	6	松山市
危機管理(地震災害対策)講座	庁内人選	2	2	松山市
メンタルヘルス講座	庁内人選	2	2	松山市
市町中堅職員研修	庁内人選	3	5	松山市
市町係長級研修	庁内人選	3	4	松山市
市町課長級研修	庁内人選	2	2	松山市

(8) 消 防

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県消防学校「初任教育」	担当者	2 ^人	176 ^日	松山市
愛媛県消防学校「救助科」	担当者	1	38	松山市
愛媛県消防学校「救急科」	担当者	4	61	松山市
愛媛県消防学校「火災調査科」	担当者	1	11	松山市
愛媛県消防学校「予防査察科」	担当者	1	12	松山市
救急救命広島研修所研修	担当者	1	207	広島市

(9) 四国地方整備局

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
河川計画 I 研修	庁内人選	1 ^人	5 ^日	高松市

(10) 愛媛県派遣

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
愛媛県派遣	庁内人選	5 ^人	365 ^日	愛媛県

(11) NOMA

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
地方自治体のための秘書実務	担当者	1 ^人	2 ^日	東京

(12) 人権教育

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
第60回全国人権・同和教育研究大会	庁内人選	1 ^人	3 ^日	奈良市

(13) 議会関係

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
企画総務委員会所管事務調査同行	担当者	1 ^人	4 ^日	いわき市 他
福祉教育委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	三鷹市 他
市民経済委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	米沢市 他
環境建設委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	秋田市 他
議会運営委員会所管事務調査同行	担当者	1	4	松戸市 他
都市基盤整備促進特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	さいたま市 他
行財政改革調査特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	奈良市 他
地域・産業振興対策特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	大牟田市 他
議会改革調査特別委員会付議事件調査同行	担当者	1	3	我孫子市 他

(14) 日本下水道事業団

研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
実施設計コース 管きよ設計Ⅱ	担当者	1 ^人	20 ^日	戸田市
維持管理コース 「管きよの維持管理」	担当者	1	11	戸田市

(15) その他

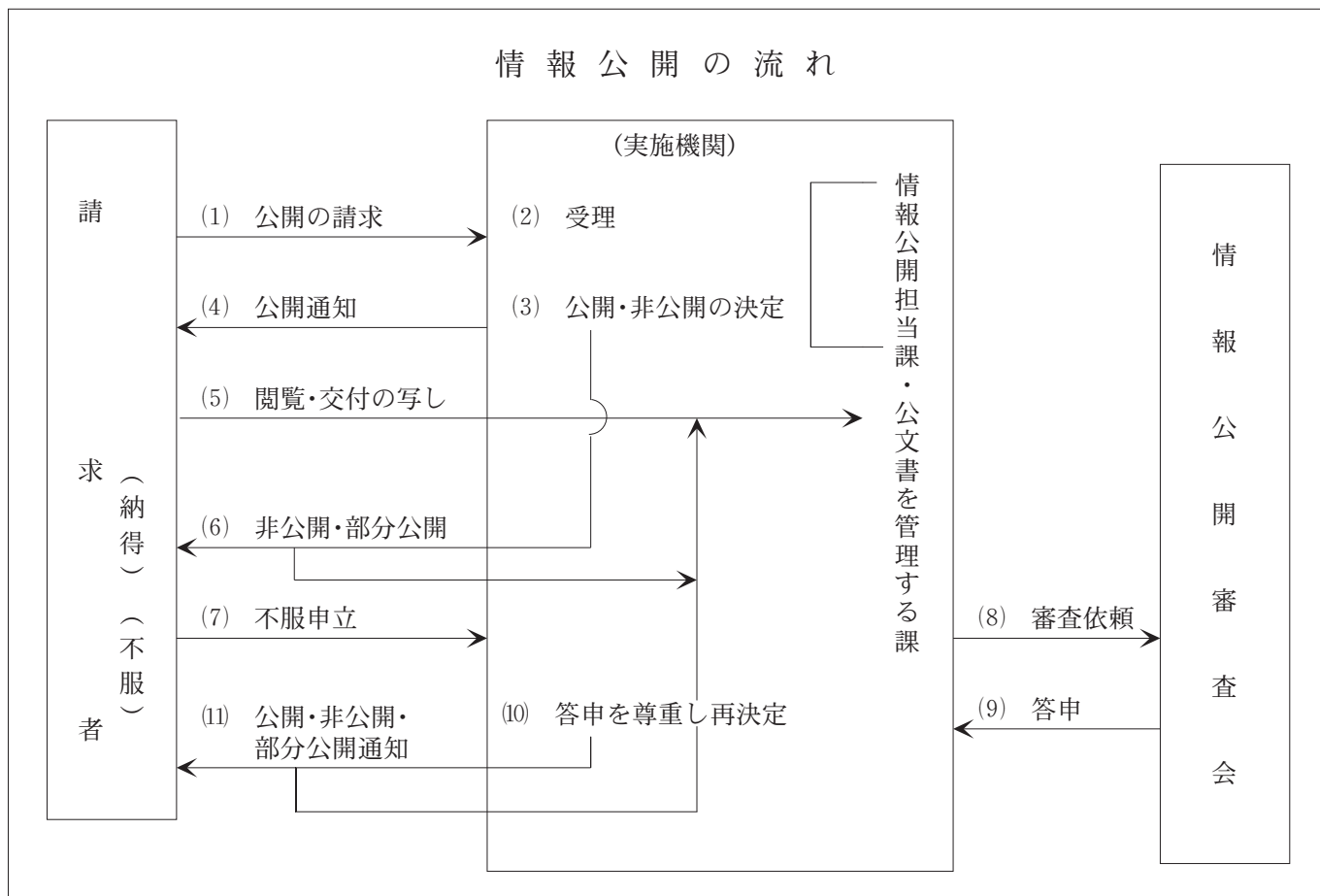
研 修 名	対 象 者	受講者数	日数	派 遣 先
健康・保健指導に関する企画・運営・技術研修	担当者	1 ^人	4 ^日	東京
全国都市税財政主管者研修会	担当者	1	2	東京
愛媛大学社会教育主事講習	担当者	1	8	松山市
特殊建築物等調査資格者講習	担当者	1	5	大阪市
自主防災組織育成短期講習	担当者	1	2	福岡市
次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動の策定について	担当者	1	1	東京
予算編成実務講習会	担当者	1	2	東京
デジタル防災行政無線先進地視察	担当者	1	2	高月町 他
廃棄物処理施設技術管理者講習 (ごみ処理施設コース)	担当者	1	12	大野城市
市町村保健師研修会	担当者	1	2	東京

9 情報公開制度

「情報公開制度」は、市民の市政に対する理解を深め、公正で開かれた市政を推進するために、市が持っている行政情報(公文書)を広く公開・提供するもので、

平成19年度に新居浜市情報公開条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 情報公開の請求から公開までの手続き



(2) 不服申立て

非公開の決定に不服があるときは、決定のあった日の翌日から60日以内に、市に対して、行政不服審査法による不服申立てができる。

この場合、市では、公正な判断を行うため学識経験者で組織する「新居浜市情報公開審査会」に審査を依頼し、その意見を尊重して公開するかどうかを再決定することになる。

(3) 情報公開制度の運用状況

新しい新居浜市情報公開条例では、資料(公文書)について、誰でも情報公開請求ができることとしている。

表(1) 公文書公開請求の実施機関別件数と処理状況

年度 実施機関 処理状況	19		20	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
公開	3	3	9	2
部分公開	6	9	6	0
非公開	1	0	0	0
不存	3	0	1	0
在				
不服申立	0	0	0	0
取下げ	0	0	0	0
合計	13	12	16	2

注：実施機関とは、市長（水道局を含む）、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産税評価審査委員会、議会のことをいう。

10 個人情報保護制度

「個人情報保護制度」は、プライバシーの保護等個人の権利利益を保護するため、市における個人情報の収集、利用、管理等、個人情報の適正な取扱いを定めるとともに、自己情報の開示、訂正又は利用停止の権利を保障するもので、平成19年度に新居浜市個人情報保護条例の全部改正を行い、平成20年1月1日から施行している。

(1) 対象情報及び個人情報取扱事務の届出

個人に関する情報が対象となり、電算処理情報に限らず、手作業による処理情報を含むすべての個人情報を対象とする。市で個人情報を取り扱う事務については、届出制とし、市長が一元管理し、届出された個人情報取扱事務は、行政資料室において一般の閲覧に供している。

(2) 個人情報の収集

個人情報の収集は、本人からの収集を原則としている。ただし、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は出版、報道等により公にされているときなどは例外とする。また、思想信条等の要注意情報については、行政事務執行上や

むを得ない場合を除き、収集しないことにしている。

(3) 個人情報の利用及び提供

個人情報は、個人情報取扱事務の目的内で利用又は提供することを原則としている。目的外に利用又は提供する場合は、本人の同意があるとき、法令等の規定に基づくとき又は緊急かつやむを得ないときなどに限る。

(4) 自己情報の開示の請求及び訂正又は利用停止の請求

市が保有している個人情報は、本人に限り自己に係る個人情報の開示及び訂正、利用停止の請求ができる。

(5) 不服申立て

個人情報の開示、訂正又は利用停止の請求に対する決定に不服があるときは、行政不服審査法による不服申立てができる。

この場合、公正な判断を行うため、不服申立ての審査や個人情報保護制度の重要な事項に対して建議するため学識経験者で組織する「新居浜市個人情報保護審議会」に審査を依頼し、その答申を尊重して再決定することになる。

(6) 個人情報保護制度の運用状況

情報公開制度の運用状況とともに市政だよりで毎年1回公表している。平成20年度実施機関における個人情報取扱事務件数は、511件である。

表(1) 自己に係る個人情報請求の実施機関別件数と処理状況

申請 (申出)区分 実施機関	19		20	
	市長	その他の機関	市長	その他の機関
承諾	1	0	0	0
一部承諾	0	0	1	0
不承諾	0	0	1	0
受理できない	0	0	0	0
取下げ	0	0	0	0
不服申立	0	0	0	0
合計	1	0	2	0

11 防 災 対 策

本市では、大きな被害をもたらした兵庫県南部地震を教訓に、地震対策を充実させ、災害の防止と被害を最小限に食い止め、市民の尊い生命と財産を守るため、次のような防災対策事業を実施し、安全なまちづくりに取り組んでいる。

(1) 防災計画の策定

平成17年度に、地域防災計画を修正し、「風水害対策編」、「震災対策編」、「資料編」の3編を1冊にまとめた。加えて、必要な防災情報を提供し、確実な避難が図られるよう、災害時要援護者の支援計画作成に取り組んでいる。

(2) 防災無線の設置

災害時の情報を迅速かつ的確に把握するため平成8年度から移動系防災行政無線の運用を開始するとともに平成9年度に県、市町等を結ぶ衛星系防災行政無線を整備した。また、別子山地区においては、同報系防災行政無線を整備している。

緊急地震速報などに対応できるデジタル式防災行政無線の整備の設計を実施し、内容を検討中である。

(3) 防災用品の備蓄

日用品、医薬品、毛布、食料品、保存水、簡易トイレ、おむつなど応急的援護物資を備蓄している。

(4) 啓発活動

市民向けの啓発資料の発行・配布、防災講演会の開催、洪水ハザードマップの全戸配布などを実施し、市民の防災意識の高揚を図っている。

(5) 総合防災訓練の実施

市民の防災意識の高揚と知識の普及、自主防災組織の育成と強化、安心と安全のまちづくりを目的に大規模地震を想定し、地域住民が主体となり、防災関係機関と一体となった実践的な総合防災訓練を実施している。

(6) 避難場所案内板の設置

災害に備え、市民に避難場所の周知を図り、防災に対する認識を深めるため、避難場所案内板の設置を図っている。

(7) 自主防災組織の結成促進

「自分のまちは自分たちで守る」という地域連帯感に基づき、自治会を中心とした自主防災組織の結成を促進する。

(自主防災組織数) 109組織 321単位自治会

(21.4.1現在)

(8) 国民保護計画の周知・啓発

武力攻撃事態等における被害を最小限にすることを目的として、平成18年度に作成した新居浜市国民保護計画の周知・啓発を図っている。

12 安全・安心のまちづくり

近年、犯罪が多様化、複雑化、凶暴化し、発生件数についても増加しており、防犯団体、地域住民、警察関係者などとの連携のもとに防犯意識を高め、心のかよったあたたかい地域づくりが必要となっている。

このようなことから、新居浜市民が安全に、かつ、安心して暮らせる地域社会の実現を図るため、地域のふれあいと連携の中で安全・安心のネットワークを形成し、市、警察、市民、事業者、団体等が一体となった活動を展開することにより、安心・安全のまちづくりの実現を目指し、平成16年7月21日に新居浜市安全・安心のまちづくり協議会が結成された。

(1) 新居浜市安全・安心のまちづくり協議会

- ・48団体で構成
- ・防犯啓発部会
- ・生活安心部会

(2) 新居浜市安全安心のまちづくり条例の制定

犯罪、事故、災害等による被害の未然防止を図り、安全で住みよい社会を実現するため、平成21年度中の条例制定を目標とする。